

# リスト規制該非判定結果報告書

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 電源、ピコアンメータ、エレクトロメータ等
製品型番	220, 2200-20-5, 2200-30-5, 2200-32-3, 2200-60-2, 2200-72-1, 2220-30-1, 2220G-30-1, 2220GJ-30-1, 2220J-30-1, 2230-30-1, 2230G-30-1, 2230GJ-30-1, 2230J-30-1, 2231A-30-3, 2260A-30-36, 2260A-30-72, 2260A-80-13, 2260A-80-27, 2260B-30-36, 2260B-30-72, 2260B-80-13, 2260B-80-27, 2268-100-8, 2268-150-5, 2268-20-42, 2268-40-21, 2268-60-14, 2268-80-10, 2280S-32-6, 2280S-60-3, 2290-10, 2290-5, 2290J-5, 2302, 2303, 2303-NMS, 2303-NMS-22741, 2303-PJ, 2303-PJ-21231, 2304, 2304A, 2306, 2306-VS, 2308, 236, 237, 2502, 2705, 6220, 6221, 6485, 6487, 6487/E, 6487/J, 6514, 6514/E, 6514/J, 6517, 6517/J, 6517A, 6517A/AF, 6517A/E, 6517A/J, 6517B, 6517B-450ISO, 6517B-450US, 6517B-550, 6517B-US, 6517B/E, 6517B/E-450, 6517B/E-450ISO, 6517B/E-US, 6517B/J, 6517B/J-450ISO, 6517B/J-450US, 6517B/J-US
ECCN	3A992 参照: <a href="http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/">http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/</a> 本製品は、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、License Required に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
原産国	個体記述のシリアル番号と <a href="http://jp.tek.com/Corporate-export-control-p-sheet">http://jp.tek.com/Corporate-export-control-p-sheet</a> 記載の判定表を照合下さい

法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法(以下「法」) 制定:昭和 24. 12. 1 法律第 228 号 最終改正:平成 26. 6. 13 法律第 69 号 (施行:平成 28. 4. 1)	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定:昭和 24. 12. 1 政令第 378 号 前々改正:平成 28. 7. 29 政令第 266 号 (施行:平成 28. 7. 29)	別表第一 1~15 二㊸ 電圧又は…直流の電源装置 二㊸ 5 パルス発生器 七㊸ 信号発生器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
----- 最終改正:平成 28. 11. 7 政令第 346 号 (施行:平成 29. 1. 7)	別表第一 1~15 二㊸ 電圧又は…直流の電源装置 二㊸ 5 パルス発生器 七㊸ 信号発生器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定:昭和 55. 10. 11 政令第 260 号 最終改正:平成 27. 7. 31 政令第 284 号 (施行:平成 27. 10. 1)	別表 1~15 (該当なし)
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は 技術を定める省令 制定:平成 3. 10. 14 通商産業省令第 49 号 前々改正:平成 27. 8. 11 経済産業省令第 60 号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施行:平成 27. 10. 1</span>	第 1 条第 41 号「直流の電源装置であって…」 第 1 条第 50 号「パルス発生器又は…」 第 6 条第 13 号「信号発生器であって…」
----- 最終改正:平成 28. 11. 18 経済産業省令第 107 号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施行:平成 29. 1. 7</span>	第 1 条第 41 号「直流の電源装置であって…」 第 1 条第 50 号「パルス発生器又は…」 第 6 条第 13 号「信号発生器であって…」

## 判定結果

法第 48 条第 1 項が規定するところの「特定の種類の貨物」	<input type="checkbox"/> <del>該当する</del> <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
法第 25 条第 1 項が規定するところの「特定技術」	<input type="checkbox"/> <del>該当する</del> <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価であって、上記製品の輸出に際して経済産業大臣の許可が不要であることを意味しません。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。

参照: <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

作成年月日: 平成 28 年 12 月 14 日  
 会社名: 株式会社 T F F  
 判定担当者: 中島 毅 俊  
 電話: 03 (6714) 3297  
 メール: law.jp@tektrolix.com

